

井原市空き家・空き農地バンク制度（手続きの流れ）

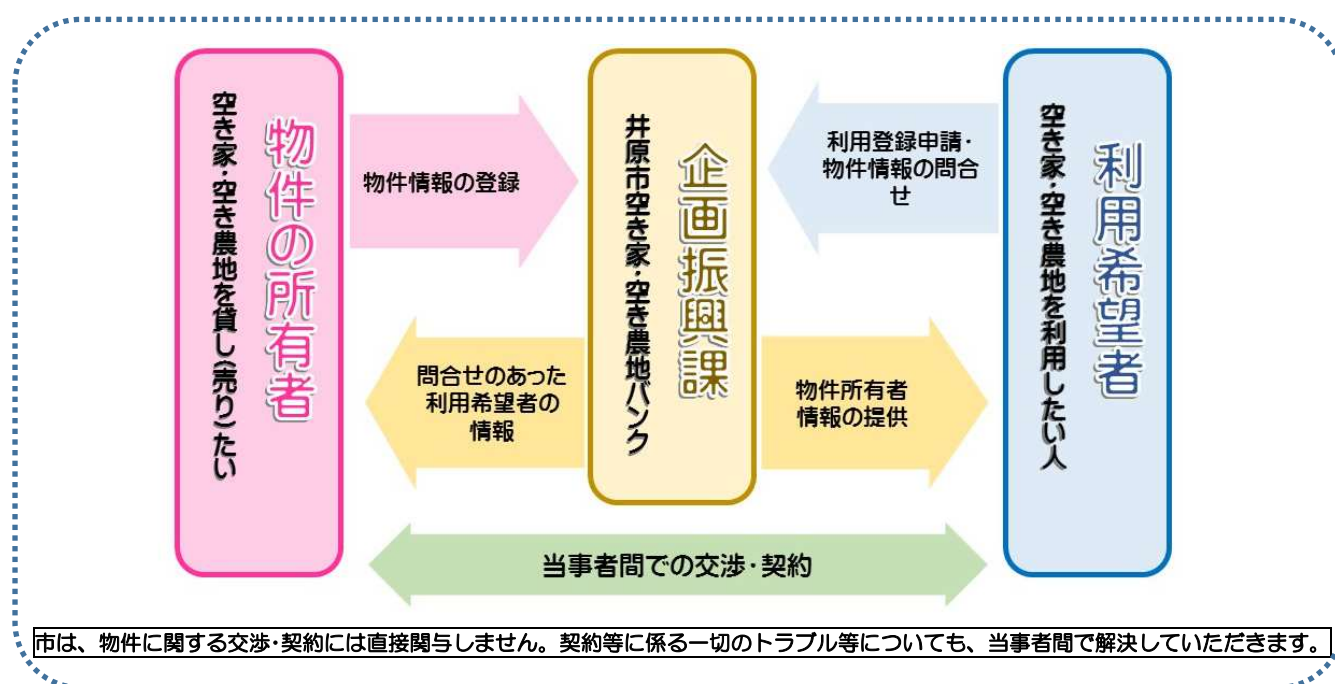
物件の所有者

○物件登録について

1. 物件の所有者が空き家・空き農地バンク登録申込書の作成・提出をします。
2. 市が現地調査（物件写真撮影）をします。
3. 審査を経て、登録をします。
4. 市ホームページ等での公開をします。

○希望者から問い合わせについて

1. 物件の所有者に対し、問い合わせのあった利用希望者の氏名・連絡先等お知らせします。
2. 利用希望者から連絡をします。交渉は当事者同士で行っていただきます。



利用希望者

○利用登録について

1. 利用希望者が空き家・空き農地バンク利用希望登録申込書の作成・提出をします。
2. 利用希望者の氏名・住所等が確認できる身分証（免許証等）のコピーを提出します。
3. 審査を経て、市が登録の通知をします。

○交渉したい物件情報について

1. 利用希望者より市まで物件番号等をお知らせいただきます。
2. 市が物件の所有者に対し、利用希望者の氏名・連絡先等お知らせします。
3. 市が物件の所有者の了解がとれた場合のみ、利用希望者へ所有者の氏名・連絡先等お知らせします。
4. 利用希望者から物件の所有者に連絡します。交渉は当事者同士で行っていただきます。
5. 交渉開始又は交渉終了時に報告書を提出していただきます。

詳細は井原市移住・定住支援ポータルサイト「井原Life」をご覧ください。<https://ibaragurashi.jp/>

井原市役所総合政策部企画振興課 ☎0866-62-9521 ✉kikaku@city.ibara.lg.jp

井原市中古住宅活用補助金（概要）

空き家の流動化の促進及び定住人口の増加を図るため、空き家バンクに登録されている中古住宅を有効活用する移住者及び所有者に補助金を交付します。

令和7年度の制度内容

【所有者対象】

補助の種類	補助対象事業	認定申請の期限	補助率および補助限度額
家財整理費補助	業者に委託する、空き家の家財道具の搬出処分及び清掃に係る費用であって、年度内に完了するもの	空き家バンク登録日から売買又は賃貸借の契約を締結する日の前日までの期間であって対象経費に係る事業の着手日前まで	2分の1以内 上限30万円

【移住者（利用者）対象】

補助の種類	補助対象事業	認定申請の期限	補助率および補助限度額
購入費補助	空き家購入費（空き家の存する一体の土地購入費含む）であって、年度内に完了するもの	売買契約を締結した日から起算して、3か月以内	5分の1以内 上限100万円 ※若者世帯・子育て世帯への上限加算制度あり
賃借料補助	空き家の賃借に係る月額賃借料12か月分 ※年度ごとに申請	認定申請と同一の年度に支払いを要する対象経費ごとに (1)初回申請 空き家の賃貸借契約を締結した日から起算して3か月以内 (2)翌年度継続分の申請 4月30日まで	2分の1以内 1か月あたりの限度額を2万円とし、12か月分 上限24万円
改修費補助	市内の建築業者等が実施する、空き家の居住部分に係る設備改善等のための改修工事費であって、年度内に完了するもの	売買又は賃貸借の契約を締結した日から起算して1年以内であって、対象経費に係る工事の着手日前まで	2分の1以内 上限100万円

◆ 購入費・賃借料・改修費補助の対象者（次の各号のいずれにも該当するもの）

- (1) 移住者（転入日以前3年間市内に居住していない等）であって認定申請時において転入日から起算して1年を経過しない者。ただし、移住者であって転入日から起算して1年以内に農業実務研修を開始した者及び農業実務研修の研修期間中に転入した者は、農業実務研修の修了の日から起算して1年を経過しない者。
- (2) 空き家に入居した日から起算して、購入費補助及び改修費補助を受ける者は5年以上、賃借料補助を受ける者は1年以上当該空き家に引き続き居住するもの
- (3) 賃借者の2親等以内の親族が、当該空き家へ入居した日以前3年間において、当該空き家を賃借していないこと
- (4) 市町村税を滞納していないこと
- (5) 2親等以内の親族間における空き家の売買契約又は賃貸借契約でないこと

◆ 交付申請（事業完了）の期限は、認定申請日以後の最初の3月31日（年度末）までです。

詳細は「井原市中古住宅活用補助金交付要綱」をご確認ください。<http://www.city.ibara.okayama.jp/>

井原市役所総合政策部企画振興課 ☎0866-62-9521 ✉kikaku@city.ibara.lg.jp